島田市立六合学校　いじめ防止基本方針

基本方針

○「いじめ」はなくならないという認識をもち、深刻ないじめに発展しないように積極的に認知する姿勢で取り組む。
○学校教育目標「自らを高め、他とともに未来を創る」のもと、主体的な学習者の育成や生徒主体の学校行事の運営、縦割り集団での活動などを通して、自己有用感をもつことができるようにする。
○生徒が自ら正しく判断、行動し、支え合う心を育むことを通して、自律的な生活、安心な居場所づくりを目指す。
○「主体的な学習者の育成」の実践を通して、自分の考えに自信をもち、他者の意見も尊重できる態度を育む。

【保護者・地域との連携】

○ＰＴＡと協力し、生徒が安全で安心して、楽しい学校生活を送る環境を整える。
○スクールカウンセラーの利用方法について、生徒保護者への周知を図る。
○民生委員と連携し、地域の中での生徒の様子について情報交換をする。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

○生徒理解研修会によって、生徒一人ひとりの様子について全教職員で共通理解を図る。
○毎週、生活部会、主任者会、運営委員会を実施し、生徒の様子や現状を共通理解する。
○問題行動が起こったときは、第一報で情報共有を迅速に行い、学年部を中心に組織で対応する。

【関係機関等との連携】

○SC や SSWｒ、市教育センター、市子育て応援課、市教委等と連携を図り、支援を行う。必要に応じて他機関とも連携を図る。
○重篤な事案の場合は、いじめ対策委員会のメンバーに加え、市教委、子育て応援課を招いて協議する。

いじめ対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

全教職員

【未然防止】

○人間関係づくりプログラムを学活の時間に設定し、良好な人間関係の構築に役立てる。
○生徒主体の学校行事の運営を通して、自己有用感を育み、協力する心地よさを感じさせる。
○道徳教育において、生命と人権の尊重、善悪の判断と規範意識を重点に取り上げる。
○気になる生徒については、ケース会議を行い、生徒理解を深めると共に課題を周知し、深刻ないじめに発展しないよう適切な指導を行う。

【早期発見】

○毎学期（必要に応じて適時）、学校生活アンケートを実施し、いじめの現状を把握する。
○毎学期、教育相談週間を設け、生徒一人ひとりの悩みを聞き取り、アドバイスを行う。
○週 ３ 回（生活部会、主任者会、運営委員会）を通して、生徒の様子について情報交換を行い、職員で共有する。
○保護者と連絡を密にし、積極的に面談を行う。

【早期対応】

○第一報を確実に出すことを徹底して、迅速に全職員と情報を共有できる体制を築く。チームで対応することで、初期対応を適切に行う。
○速やかに学級担任や学年生活担当が事実確認を行い、事実に基づいて速やかに指導に入る。
○いじめを認知した場合は、関係生徒に聞き取りやアンケートを行い、その結果をもとに対策を練って対応する。

【継続支援・重大事態への対応】

○いじめを受けた生徒に継続的なカウンセリングや心のケアを行う。スクールカウンセラーを積極的に活用する。
○学年部職員を中心に見守りや個別面談を続け、保護者と協力をしながら、様子に注視し、声かけを続ける。
○重篤な問題行動や難解な事案については、速やかにいじめ対策委員会を開催し、複数の視点で解決策を探る。